

別表4 臨時調査手数料の基本額及び徴収方法（第12条第2項）

業種	*申請品目数 (～まで)	審査料	検査料
生産行程管理者 (農産物、飼料)	1～20	50,000	下記の計算式 から算出
生産行程管理者 (加工食品)	1～20	50,000	
生産行程管理者 (畜産物)	1	50,000	
小分け業者	1～	50,000	
輸入業者	1～	50,000	

*生産行程管理者（農産物、飼料、加工食品）について、申請品目数が20を超える場合は、20品目ごとに20,000円加算する。臨時調査の対象とする申請品目数とする。生産行程管理者（畜産物）については、家畜・家きんの種類ごとに20,000円加算する。

検査料

検査報告書：40,000円/1業種（上記表に示す業種ごと。例：小分け業者⇒1業種）

*倉庫や製造ラインの一部等簡易な行程の一部とみなすせる場合は、20,000円。

検査時間費用：6,500円/1時間

交通移動費：2,500円/1時間

検査時間＝検査終了時間－検査開始時間－休憩時間

実交通移動時間＝（到着時間－移動開始時間（往復））

- * 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実負担とする。また、申請者の都合で検査日を変更した時に伴う旅費・宿泊費等のキャンセル料は、申請者の負担とする。
- * 審査料、検査報告書料及び検査時間費用（2時間分）は、原則として検査日まで又は請求書記載期日までに振込にて行う。
- * 追加の検査時間、交通移動費及び交通費、旅費及び宿泊費等は調査終了後に請求書発行し、請求書記載期日までに振込にて行う。

【キャンセル料】

以下の場合にキャンセル料が発生する。

- ① 臨時調査の意思を確認後、1カ月を経過して認証の取り下げを申し出た時。調査手数料の10%を請求する。
- ② 検査日が確定後に認証の取り下げを申し出た時。調査手数料の全額を請求する。

外国の認証事業者に対しての臨時調査手数料

外国の申請者は、Ecocert SAを経由して臨時調査することができる。費用請求は、以下の料金表に基づき、Ecocert SAから行う。

業種	審査料及び検査料(€)
生産行程管理者 (農産物、飼料、畜産物)	707~/1日
生産行程管理者 (加工食品)	707~/1日
小分け業者	707~/1日

* 上記の料金の徴収は原則として、調査日までに振込にて行う。

* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実費負担とする。